

改正国立国会図書館法による インターネット資料の収集について

国立国会図書館
最終更新：平成24年2月

http://warp.da.ndl.go.jp/bulk_info.pdf

もくじ

1. インターネット資料の収集

2. 国立国会図書館法改正の概要

3. 収集対象となる資料

4. 収集方法

5. 提供方法

6. (参考資料) 関連法規

1. インターネット資料の収集

■ 「インターネット資料」とは

- 国立国会図書館は、インターネット上で公開されている資料(ウェブサイト)を収集しています。
- 収集した資料は、国立国会図書館で保存し、将来にわたって利用できるようにします。
- 収集した資料は、紙の刊行物と同じように図書館資料として扱うため、「インターネット資料」と呼びます。
- 事業名称は「インターネット資料収集保存事業」です。
- 平成14年から発信者に許諾を得て収集を行ってきましたが、平成22年度からは、改正国立国会図書館法により、公的機関のインターネット資料について、許諾を得ることなく国立国会図書館が収集ができるようになりました。

2. 国立国会図書館法改正の概要

■ 国立国会図書館法の改正

(平成21年7月10日公布、平成22年4月1日施行)

- 国政審議に資することを目的として、国・地方公共団体等の公的機関がインターネット上で公開している資料を、国立国会図書館が収集できることになりました。

(国立国会図書館法第二十五条の三)

- 著作権法に制限規定を新設し、国立国会図書館が法律に基づきインターネット資料を収集することについては、著作権者の許諾を要しないことになりました。

(著作権法第四十二条の三)

- 下位規定として、国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程、告示を整備しました。

(国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程)

(国立国会図書館法第二十五条の三第三項のインターネット資料等に関する件)

3. 収集対象となる資料

- 次の機関がインターネット上で公開している資料が収集の対象です。

(一般に公開されている資料が対象ですので、LANやWANでのみ公開しているものは対象とはなりません。)

- 国立国会図書館法第二十四条に定める機関

- 国の機関(国会、行政、司法：地方支分部局、施設等機関等を含む。)
- 独立行政法人
- 国立大学法人(大学共同利用機関法人を含む。)
- 特殊法人等(沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、預金保険機構)

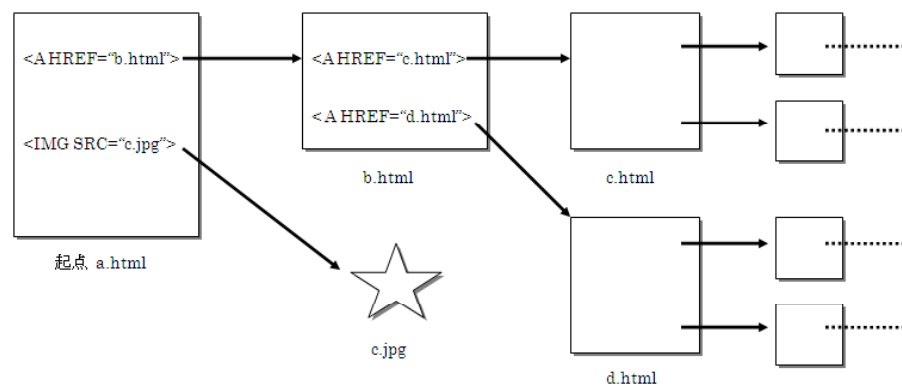
- 国立国会図書館法第二十四条の二に定める機関

- 地方公共団体(特別地方公共団体、法定合併協議会を含む。)
- 地方公社等(港務局、住宅供給公社、道路公社、土地開発公社、地方独立行政法人、地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構、日本下水道事業団)

4. 収集方法

■ 自動収集

- 自動収集プログラム(収集ロボットといいます)を使用して、ウェブサイトの自動収集を行います。
- HTTP GETコマンドにより、HTML・JPEG・DOC等のファイルをリンクを辿って、順次ダウンロードします。
- 収集対象機関ウェブサーバの負荷軽減のため、ダウンロードの間隔を1秒以上あけます。
- 起点となるページ(トップページ)からリンク記述(HREFやIMG等)を解析し、再帰的に収集を繰り返します。



4. 収集方法

■ 自動収集(続き)

□ 収集ロボット排除設定について

- ウェブサーバのルートディレクトリに「robots.txt」ファイルを置くことで、収集ロボットによる自動収集を排除する、ロボット排除規約があります。
- 収集ロボットごとに異なる排除設定が可能です。
- 当事業の収集ロボットは、このロボット排除規約に準拠しているため、robots.txtを使用したアクセス制限が行われている場合には、収集することができません。アクセス制限を行っている場合は、次々頁を参考に、国立国会図書館による収集を許可する設定をrobots.txtに追加してください※。
- robots.txtでアクセス制限を行っていない場合は、特に何もしていただく必要はありません。

※これは国立国会図書館法第二十五条の三第二項に定められた「必要な手段」にあたります。収集の対象となる機関は設定の追加の義務を負います。

4. 収集方法

■ 自動収集(続き)

□ 収集ロボット排除設定の確認方法

- 例えば「http://www.example.jp/」というURLの場合、ドメインの直後に「robots.txt」を付加して「http://www.example.jp/robots.txt」と入力することで確認できます。その結果、排除設定が表示されない場合には、robots.txtは設置されていません。設置されている場合は、制御内容が表示されます。例えば、以下のような内容が表示された場合は、robots.txtを修正する必要があります。

User-agent: *	←1行目
Disallow: /	←2行目
	←3行目
User-agent: example	←4行目
Disallow:	←5行目

- 1、2行目の記述により、すべての収集ロボットに対して、すべてのデータの収集を許可しないという設定になっています。4、5行目の記述によって、「example」というロボットに対しては、すべてのデータの収集を許可するという設定になっています。

4. 収集方法

■ 自動収集(続き)

□ 収集ロボット排除の設定変更の方法

- robots.txtでアクセス制限を行っている場合は、以下のように国立国会図書館による収集を許可する設定を追加してください※。
- 「ndl-japan」は、当事業の収集ロボットの名前です。次の行の「Disallow:」の後ろに何も記述しないことで、「ndl-japan」に対して、すべての収集を許可します。

<既存の記述内容>	←既存の記述内容はそのまま残す。
	←1行あける。
User-agent: ndl-japan	←追加する。
Disallow:	←追加する(コロンの後ろに何も記述しない)。

※次の2つに当たる場合には、設定変更は義務ではありません。

- ①当該インターネット資料を公衆の利用可能とした者の事務に係る申請、届出等を受けることを目的とするもの。
(例)電子申請システムなど
- ②長期間にわたり継続して公衆の利用可能とすることを目的としているものであって、かつ特段の事情なく消去されないと認められるもの(当館との協議により決定します)。
(国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程第一条)

※また、設定変更の権限を有しない場合には、その必要はありません。

(国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程第二条)

4. 収集方法

■ 自動収集(続き)

□ 収集頻度

対象機関	頻度
国の機関	毎月
都道府県	年4回
政令指定都市	年4回
市町村	年4回
独立行政法人等	年4回
国立大学	年4回
公立大学	年4回

4. 収集方法

■ 送信・送付による収集

- 「自動収集」(5～8頁)で説明した方法で収集できなかったインターネット資料について、発信機関からの送信・送付により収集します(当館から個別に依頼します)。
- 送信・送付を依頼する対象は、以下の17種類です。

(国立国会図書館法第二十五条の三第三項のインターネット資料等に関する件)

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 年鑑、要覧及び職員録 | 10 政策評価書 |
| 2 業務報告 | 11 財務諸表 |
| 3 予算書及び決算書 | 12 調査報告書 |
| 4 統計書 | 13 紀要類 |
| 5 官報、法令集、規則集及び判例集 | 14 広報資料 |
| 6 法律解説書 | 15 講演会、展示会等の関係資料 |
| 7 目録及び書誌類 | 16 審議会等の関係資料 |
| 8 議会資料 | 17 その他前各号に準ずる出版物 |
| 9 基本計画書 | |

※次の2つに当たる場合には、送信・送付の依頼は行いません。

- ①当該インターネット資料を公衆の利用可能とした者の事務に係る申請、届出等を受けることを目的とするもの。(例)電子申請システムなど。
- ②長期間にわたり継続して公衆の利用可能とすることを目的としているものであって、かつ特段の事情なく消去されないと認められるもの(当館との協議により決定します)。
(国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程第一条)

4. 収集方法

■ 送信・送付による収集(続き)

□ 国立国会図書館の送信システムを利用する方法

- 国立国会図書館が提供したIDを用いて、送信システムにアクセスし、該当ファイルを送信する。

(イメージ)



□ 国立国会図書館の送信システムを利用しない方法

- 電子メールにファイルを添付して国立国会図書館に送信する。
- 該当するファイルを媒体に格納して、国立国会図書館に送付する。

5. 提供方法

■ 収集した資料の提供

□ 館内での閲覧サービス

- 法律に基づいて、国立国会図書館内（東京本館、関西館、国際子ども図書館）で閲覧サービスを提供します。

（国立国会図書館法第二十一条、著作権法第三十八条）

□ 複写サービス

- 発信者から許諾をいただいた上で、利用者の求めに応じて紙に印字して提供します。

□ インターネット公開

- 発信者から許諾をいただいた上で、インターネット経由での閲覧サービスを提供します。

5. 提供方法

■ 収集した資料の提供(続き)

□ インターネット公開及び複写サービス及びについての許諾依頼

- 発信者の皆様宛に、インターネット公開及び複写サービスについての許諾依頼書をお送りいたします。
- 一般に広く公開されているというインターネット資料の性質や、インターネットで公開することにより館外からも過去の資料が閲覧できるという利便性等をご理解いただき、ご許諾をいただけるようお願いいたします。
- 第三者著作物等のために許諾に問題がある場合は、該当するページを許諾対象から除外して、ご回答いただくこともできます。
- 今後、第三者著作物等を貴ウェブサイトへ掲載される際には、国立国会図書館により収集されることを著作権者にお知らせくださり、インターネット公開及び複写サービスについて、あらかじめ許諾を得ていただければ幸いです。

※平成22年4月以降は、制度に基づく収集となります。そのため、過去にインターネット公開等についての許諾をいただいている発信者様に対しても、平成22年4月以降に収集したデータについて、改めて依頼書をお送りします。

5. 提供方法

■ 2つのサービスで保存・提供します

- 収集した状態のままウェブ
サイト別に保存・提供する
サービス
(<http://warp.da.ndl.go.jp/>)



- 図書や雑誌などを抽出して
著作別に保存・提供するサ
ービス
(<http://dl.ndl.go.jp/#internet>)



6.(参考資料)関連法規

「国立国会図書館法第二十五条の三」

第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。)を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

- ② 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされているインターネット資料(その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。)について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。
- ③ 館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供するよう求めることができる。この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

6. (参考資料) 関連法規

「国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程」

(平成二十一年七月十日国立国会図書館規程第五号)

(収集目的の達成に支障がないと認められるインターネット資料)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第二十五条の三第二項に規定するその性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、同条第一項の目的の達成に支障がないと認められるインターネット資料は、次に掲げるものとする。

- 一 当該インターネット資料を公衆に利用可能とした者の事務に係る申請、届出等を受けることを目的とするもの
- 二 長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情なく消去されないと認められるもの

(インターネット資料の記録を適切に行うために講ずべき手段)

第二条 法第二十五条の三第二項の規定により法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が講じなければならない手段は、同項のインターネット資料を公衆に利用可能としている電子計算機において、館長の定める基準により、法第二十五条の三第一項の記録を行うために必要な情報を加え、又は同項の記録を妨げる情報を削ることとする。ただし、当該者が当該電子計算機について当該手段を講ずる権限を有しない場合は、この限りでない。

6. (参考資料) 関連法規

(公示)

第三条 館長は、法第二十五条の三第三項のインターネット資料及び前条の基準を定めたと
きは、官報により公示するものとする。

(委任)

第四条 この規程に定めるもののほか、インターネット資料の記録に関し必要な事項は、館長
が定める。

附 則

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十三
号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二十二年四月一日)

6. (参考資料) 関連法規

「国立国会図書館法第二十五条の三第三項のインターネット資料等に関する件」
(平成二十二年一月二十二日国立国会図書館告示第一号)

(国立国会図書館法第二十五条の三第三項のインターネット資料)

1 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第二十五条の三第三項のインターネット資料は、次の各号に掲げる出版物と同等の内容を有するものであって、国立国会図書館の館長が自動収集プログラム(法第二十五条の三第一項に規定するインターネット資料を自動的に収集するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。))をいう。以下同じ。)によっては法第二十五条の三第一項の記録を行うことができないものをいう。

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 年鑑、要覧及び職員録 | 10 政策評価書 |
| 2 業務報告 | 11 財務諸表 |
| 3 予算書及び決算書 | 12 調査報告書 |
| 4 統計書 | 13 紀要類 |
| 5 官報、法令集、規則集及び判例集 | 14 広報資料 |
| 6 法律解説書 | 15 講演会、展示会等の関係資料 |
| 7 目録及び書誌類 | 16 審議会等の関係資料 |
| 8 議会資料 | 17 その他前各号に準ずる出版物 |
| 9 基本計画書 | |

6. (参考資料) 関連法規

(国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程第二条の基準)

- 2 国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程(平成二十一年国立国会図書館規程第五号)第二条の基準は、国立国会図書館の館長が自動収集プログラムにより法第二十五条の三第一項の記録を行うことができることとする。

附 則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

6. (参考資料) 関連法規

「著作権法第四十二条の三」

(国立国会図書館法によるインターネット資料の収集のための複製)

第四十二条の三 国立国会図書館の館長は、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の三第一項の規定により同項に規定するインターネット資料(以下この条において「インターネット資料」という。)を収集するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができる。

- 2 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、同法第二十五条の三第三項の求めに応じインターネット資料を提供するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を複製することができる。

※関連法規についての詳しい解説は、以下の文献をご参照ください。

インターネット資料の収集に向けて: 国等の提供するインターネット資料を収集するための国立国会図書館法の改正について. 国立国会図書館月報. 2009.8, (581), p. 4-11.

<http://ndl.go.jp/jp/publication/geppo/pdf/geppo0908.pdf>